

○木更津市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和63年3月31日

規則第13号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 一般墓地（第2条—第17条）

第3章 合葬式墓地（第18条—第33条）

第4章 雑則（第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、木更津市霊園の設置及び管理に関する条例（昭和63年木更津市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般墓地

（一般墓地の使用申請）

第2条 条例第7条第1項の許可を受けようとする者は、一般墓地使用許可申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 許可を受けようとする者の住民票の写し
- (2) 埋蔵されることとなる焼骨を所持している場合は、当該焼骨に係る火葬許可証の写し、改葬許可証の写し又は埋蔵若しくは収蔵を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（一般墓地使用許可証）

第3条 条例第7条第2項の一般墓地使用許可証は、一般墓地使用許可証（別記第2号様式）とする。

（条例第8条の規則で定める事項）

第4条 条例第8条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公募する一般墓地の種類及び区画面積ごとの区画数
- (2) 申請期間
- (3) その他市長が必要と認める事項

（一般墓地の抽選等）

第5条 条例第9条の規定による抽選は、公開して行うものとする。

2 市長は、条例第9条の規定により使用させる者を抽選により決定する場合は、使用させる者のほか補欠者若干名及びその順位を定めておくことができる。

3 市長は、公募により一般墓地を使用させる者を決定した後にその者が資格を放棄した場合は、補欠者の中からその順位に従い、当該一般墓地を使用させる者を決定する。

(普通墓地の設備)

第6条 普通墓地の使用許可を受けた者は、使用場所の区画を明らかにするため囲障を設けなければならない。

2 普通墓地の使用許可を受けた者は、使用場所に墓碑等を設ける場合は、次に掲げる基準によらなければならない。ただし、市長の許可を受けて既設の墓碑、囲障等を移設する場合は、この限りでない。

(1) 墓碑及びこれに類する設備の高さは、3メートル以内とする。

(2) 盛土の高さは、0.35メートル以内とする。

(3) 囲障の高さは、0.9メートル以内とし、周囲の土留工事等は、石又はコンクリートその他これに類する材料を用い、崩壊しないよう施工しなければならない。

(4) 樹木の高さは、3メートル以内とし、他の一般墓地又は通路に枝が出ないものとする。

3 前項各号に規定する高さは、地盤面から設備の最高部までとする。

(芝生墓地の設備)

第7条 芝生墓地の使用許可を受けた者は、使用場所に墓碑等を設ける場合は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 納骨施設(カロート及びカロートの蓋を含む。)の原状を変更してはならない。

(2) 台石の上に付設する墓碑は1基とし、その高さは0.65メートル以内とする。

(3) 台石及び拝石の高さは0.15メートル以内とする。

(4) 墓碑、台石及び拝石の大きさは納骨施設の範囲とする。

(5) 香立て及び花立ては1基又は1対とし、台石又は拝石の上に置かなければならない。

(6) 墓碑、台石、拝石、香立て及び花立て以外の設置は、一切してはならない。

2 前項第2号及び第3号に規定する高さは、納骨施設の表面から設備の最高部までとする。

(一般墓地の返還の届出)

第8条 条例第13条第2項の届出をする場合は、一般墓地返還届(別記第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(一般墓地の使用権承継の届出)

第9条 条例第15条第1項の届出をする場合は、一般墓地使用権承継届(別記第4号様式)

に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 承継する原因を証する書類
- (2) 被承継者と届出者の関係を証する書類(祭祀を承継して主宰する者が承継しようとする場合に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第15条第1項の届出があった場合は、一般墓地使用許可証を承継をする者に交付するものとする。

3 条例第15条第2項の引継については、承継の手続きを準用するものとする。

(一般墓地の使用料の還付申請等)

第10条 条例第19条ただし書の一般墓地の使用料の還付を受けようとする者は、一般墓地使用料還付申請書(別記第5号様式)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合はその可否を決定し、一般墓地使用料還付決定・却下通知書(別記第6号様式)により申請者に通知する。

(霊園の一時使用許可)

第11条 条例第20条第1項の許可を受けようとする者は、霊園一時使用許可申請書(別記第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

- (1) 一般墓地使用許可証
- (2) 設計図面

2 指定管理者は、前項の申請があったときはその可否を決定し、霊園一時使用許可・不許可通知書(別記第8号様式)により申請者に通知する。

3 条例第20条第2項の霊園一時使用許可証は、霊園一時使用許可証(別記第9号様式)とする。

4 条例第20条第1項の許可を受けた者は、指定管理者が定める日までに一時使用料を納付しなければならない。

5 条例第20条第1項の許可を受けた者は、工事を施工する前日までに一般墓地内工事施工届(別記第10号様式)を指定管理者に届け出なければならない。

6 条例第20条第1項の許可を受けた者は、霊園の一時使用を終了した場合には、当該終了した日から7日以内に一般墓地内工事終了届(別記第11号様式)に霊園一時使用許可証及び施工状況を確認できる写真を添えて指定管理者に届け出なければならない。

(一般墓地の埋蔵・改葬の届出)

第12条 一般墓地の使用許可を受けた者(以下この章において「使用者」という。)は、

一般墓地に焼骨を埋蔵する場合は、一般墓地埋蔵・改葬届（別記第12号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 一般墓地使用許可証

(2) 埋蔵されることとなる焼骨に係る火葬許可証、改葬許可証又は墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号。以下「省令」という。）第5条第1項に規定する書類

2 使用者は、一般墓地から焼骨を改葬する場合は、一般墓地埋蔵・改葬届に一般墓地使用許可証を添えて市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があった場合は、届出事項を一般墓地使用許可証に記載するものとする。

（一般墓地使用許可証の再交付）

第13条 使用者は、一般墓地使用許可証を滅失し、汚損し、又は破損した場合は、一般墓地使用許可証再交付申請書（別記第13号様式）で市長に申請し、再交付を受けることができる。

（使用者の住所等変更の届出）

第14条 使用者は、住所又は氏名に変更があった場合は、一般墓地使用者住所等変更届（別記第14号様式）にその事実を証する書類及び一般墓地使用許可証を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合は、変更に係る事項について一般墓地使用許可証の書き替えを行うものとする。

（管理手数料の納付）

第15条 条例第22条第1項の管理手数料は、当該年度の4月1日を基準日として当該年度の4月末日までに1年分を納付しなければならない。

2 基準日に一般墓地の使用許可を受けていない者は、当該年度の途中で使用者となった場合の管理手数料は、月割により算定し、使用許可の日から30日以内にその全額を納付しなければならない。ただし、使用許可の日の属する月は、1月として算定する。

3 前2項の規定による納付は、木更津市霊園管理手数料納入通知書（別記第15号様式）によるものとする。

（一般墓地の管理手数料の減免事由）

第16条 条例第22条第2項の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を、申請のあった日の属する年度の管理手数料について行うものとする。

- (1) 本市の住民基本台帳に記録されている使用者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助をその年の4月1日現在で受けている場合 全額
 - (2) 前号に掲げるもののほか市長が特別な理由があると認めた場合 認めた理由に応じ市長が定める額
- （一般墓地の管理手数料の減免申請）

第17条 条例第22条第2項の減額又は免除を申請しようとする者は、一般墓地管理手数料減免申請書（別記第16号様式）に、次に掲げる書類を添えて原則として当該年度の4月末日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 前条第1号に係る場合は、その年の4月1日に生活扶助を受けていることを証する書類
- (2) 前条第2号に係る場合は、前号のほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときはその可否を決定し、一般墓地管理手数料減免決定・却下通知書（別記第17号様式）により申請者に通知するものとする。

第3章 合葬式墓地

（条例第25条第1項第1号及び第2号の規則で定める関係）

第18条 条例第25条第1項第1号ア及び第2号の規則で定める関係は、次のとおりとする。

- (1) 申請に係る焼骨が、使用許可を受けようとする者の3親等以内の血族の焼骨
- (2) 申請に係る焼骨が、使用許可を受けようとする者の配偶者の焼骨
- (3) 申請に係る焼骨が、使用許可を受けようとする者の2親等以内の姻族の焼骨

2 条例第25条第1項第1号イの規則で定める関係は、次のとおりとする。

- (1) 許可を受けようとする者以外の者が、許可を受けようとする者の3親等以内の血族
 - (2) 許可を受けようとする者以外の者が、許可を受けようとする者の配偶者
 - (3) 許可を受けようとする者以外の者が、許可を受けようとする者の2親等以内の姻族
- （許可）

第19条 市長は、省令第5条第2項に規定する焼骨の分骨については、条例第26条第1項の許可をしない。

- 2 市長は、合葬式墓地に省令第5条第2項に規定する焼骨の分骨の埋蔵は、認めない。
- 3 市長は、合葬式墓地に埋蔵された焼骨を分骨することは、認めない。

（合葬式墓地の使用申請）

第20条 条例第24条第1号に掲げる方法により焼骨を埋蔵するため条例第26条第1項の許可を受けようとする者（以下この条において「許可申請者」という。）は、合葬式墓地使

用許可申請書（別記第18号様式（その1））に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 本市に引き続き2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で焼骨を所持している者 次のアからエまでに掲げる書類
 - ア 許可申請者の住民票の写し
 - イ 埋蔵されることとなる焼骨に係る火葬許可証の写し
 - ウ 許可申請者と埋蔵されることとなる焼骨に係る死亡者との関係を証する書類
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 本市に引き続き2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者で焼骨を所持していない者 次のアからウまでに掲げる書類
 - ア 許可申請者の住民票の写し
 - イ 2体用の使用許可を受けようとする場合は、埋蔵されることとなる者の住民票の写し及び許可申請者と埋蔵されることとなる者との関係を証する書類
 - ウ その他市長が必要と認める書類
- (3) 生前に本市に引き続き2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていた者の焼骨を所持している者 次のアからエまでに掲げる書類
 - ア 埋蔵されることとなる焼骨に係る死亡者の住民票の除票の写し、戸籍の附票の写し、戸籍の附票の除票の写しその他生前の住所を確認できる書類
 - イ 埋蔵されることとなる焼骨に係る火葬許可証の写し
 - ウ 許可申請者と埋蔵されることとなる焼骨に係る死亡者との関係を証する書類
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (4) 一般墓地の使用権を承継した者で当該一般墓地を返還し、かつ、焼骨を所持している者 次のア及びイに掲げる書類
 - ア 埋蔵されることとなる焼骨に係る火葬許可証の写し又は改葬許可証の写し
 - イ その他市長が必要と認める書類
- (5) 一般墓地の使用権を承継した者で当該一般墓地を返還し、かつ、焼骨を所持していない者 次のアからウまでに掲げる書類
 - ア 許可申請者（2体用の使用許可を受けようとする場合は、許可申請者及び許可を受けようとする者以外の者）の年齢が65歳以上であることが確認できる個人番号カード、運転免許証、旅券その他公的な証明書の写し
 - イ 2体用の使用許可を受けようとする場合は、許可申請者と埋蔵されることとなる者

との関係を証する書類

ウ その他市長が必要と認める書類

- 2 条例第24条第2号に掲げる方法により焼骨を埋蔵するため条例第26条第1項の許可を受けようとする者は、合葬式墓地使用許可申請書（別記第18号様式（その2））に、埋蔵されることとなる焼骨に係る改葬許可証の写しを添えて市長に申請しなければならない。

（合葬式墓地使用許可証）

第21条 条例第26条第2項の合葬式墓地使用許可証は、合葬式墓地使用許可証（別記第19号様式）とする。

（条例27条の規則で定める事項）

第22条 条例第27条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 公募する合葬式墓地の納骨壇の区分ごとの数
- (2) 申請期間
- (3) その他市長が必要と認める事項

（合葬式墓地の抽選等）

第23条 条例第28条の抽選は、公開して行うものとする。

- 2 市長は、条例第28条の規定により抽選により合葬式墓地を使用させる者を決定する場合は、合葬式墓地を使用させる者のほか補欠者若干名及びその順位を定めておくことができる。
- 3 市長は、公募により合葬式墓地を使用させる者を決定した後にその者が資格を放棄した場合は、補欠者の中から前項で定めた順位に従い、当該合葬式墓地を使用させる者を決定する。

（条例第30条第3項の規則に定める基準）

第24条 条例第30条第3項の規則に定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 幅及び奥行がそれぞれ22センチメートル以下であること。
- (2) 高さが27センチメートル以下であること。
- (3) 材質が陶磁器その他焼骨の埋蔵に適したものであること。
- (4) 桐箱等の外装を施していないこと。

（合葬式墓地の埋蔵の届出）

第25条 合葬式墓地に焼骨を埋蔵しようとする者は、合葬式墓地埋蔵届（別記第20号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。この場合において、条例第

24条第1号に掲げる方法による合葬式墓地の使用許可を受けた者（第27条において「納骨壇の使用者」という。）が埋蔵されることとなる場合の第1号の書類については、添付を省略することができる。

- (1) 合葬式墓地使用許可証
- (2) 埋蔵されることとなる焼骨に係る火葬許可証又は改葬許可証

2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、届出事項を合葬式墓地使用許可証に記載するものとする。ただし、前項の省略があった場合は、この限りでない。

（合葬式墓地の使用の取りやめの届出）

第26条 条例第31条第1項の規定による届出をする場合は、合葬式墓地取りやめ届（別記第21号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合で、使用許可に係る納骨壇に焼骨が埋蔵されているときは、合葬式墓地埋蔵焼骨引取書（別記第22号様式）を交付するものとする。

（合葬式墓地の使用権承継の届出）

第27条 条例第33条第2項の規定による届出は、合葬式墓地使用権承継届（別記第23号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 承継する原因を証する書類
- (2) 納骨壇の使用者と届出者との関係を証する書類（祭祀を主宰する者が承継しようとする場合に限る。）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の届出があった場合は、合葬式墓地使用許可証を届出者に交付する。

（条例第36条第1項の規則で定める方法）

第28条 条例第36条第1項の規則で定める方法は、第25条第1項の届出を提出した際に市長が交付するプレートに記名板に掲示する方法とする。

2 合葬式墓地の使用許可を受けた者（以下この章において「使用者」という。）は、前項のプレートに刻字を行い市長に埋蔵後遅滞なく提出しなければならない。

3 自己の利用を目的として記名板を使用しようとする者は、死後において刻字されたプレートが埋蔵後遅滞なく市長に提出されるよう必要な措置を講じておかななければならない。

（条例第36条第2項の規則で定める事項）

第29条 条例第36条第2項の規則で定める事項は、埋蔵されることとなる者に係る次の事項とする。

- (1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 死亡年月日

(合葬式墓地の使用料の減額)

第30条 市長は、条例第37条第2項の減額の申請があった場合には、生活保護法の規定による生活扶助を現に受けている者に限り、同条第1項各号に掲げるそれぞれの使用料の額に100分の10を乗じて得た額を減額するものとする。

2 条例第37条第2項の減額を受けようとする者は、合葬式墓地の使用許可申請の際に、合葬式墓地使用料減額申請書（別記第24号様式）に生活扶助を受けていることを証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合はその可否を決定し、合葬式墓地使用料減額決定・却下通知書（別記第25号様式）により申請者に通知する。

(合葬式墓地使用料の還付申請等)

第31条 条例第38条ただし書の合葬式墓地の使用料の還付を受けようとする者は、合葬式墓地使用料還付申請書（別記第26号様式）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合はその可否を決定し、合葬式墓地使用料還付決定・却下通知書（別記第27号様式）により申請者に通知する。

(合葬式墓地使用許可証の再交付)

第32条 使用者は、合葬式墓地使用許可証を滅失し、汚損し、又は破損した場合は、合葬式墓地使用許可証再交付申請書（別記第28号様式）で市長に申請し、再交付を受けることができる。

(使用者の住所等変更の届出)

第33条 使用者は、住所又は氏名に変更があった場合は、合葬式墓地使用者住所等変更届（別記第29号様式）にその事実を証する書類及び合葬式墓地使用許可証を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合は、当該変更に係る事項について合葬式墓地使用許可証の書き替えを行うものとする。

第4章 雑則

(委任)

第34条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。
(木更津市霊園使用条例施行規則の廃止)
- 2 木更津市霊園使用条例施行規則（昭和33年木更津市規則第9号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
(経過規定)
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の規定に基づいて交付されている使用許可証は、この規則の相当規定に基づいて交付されたものとみなす。

附 則（平成7年2月3日規則第5号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行日前に旧規則第8条、第9条、第11条、第13条の規定による届け出及び第10条、第12条の規定による申請については、改正後の木更津市霊園の設置及び管理に関する施行規則第9条、第10条、第14条、第16条及び第11条、第13条、第15条の規定に係わらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日規則第25号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成27年12月16日規則第86号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日規則第14号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年6月1日から施行する。ただし、第11条及び別記第7号様式から第11号様式までの改正規定は、平成30年4月1日から施行する。
(使用料の還付)
- 2 この規則による改正後の木更津市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第31条の規定は、木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成29年木更津市条例11号）附則第3項の使用料の還付について準用する。

附 則（令和元年9月30日規則第16号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和5年3月28日規則第8号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日規則第10号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条）

一般墓地使用許可申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第7条第1項の規定による一般墓地の使用許可を受けたいので申請します。

一般墓地の種類	普通墓地 ・ 芝生墓地
使用場所	第 区 側 号
面積	平方メートル
使用料	円

第2号様式（第3条）

一般墓地使用許可証

木更津市指令第 号
年 月 日

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第7条第2項の規定により、次のとおり一般墓地の使用を許可します。

使 用 者	住 所			
	氏 名			
一般墓地の 種 類	普通墓地 ・ 芝生墓地			
使用場所	第 区 側 号			
面 積	平方メートル			
使 用 料	円	納付年月日	年 月 日	
備 考				

木更津市長

〔注 意 事 項〕

- 1 一般墓地の利用者は、墓碑等の建設又は撤去をしようとする場合は、霊園一時使用許可申請書に本許可証並びに設計図面を添えて市長に申請してください。
- 2 条例及び規則によって申請し、又は届け出る場合は、本許可証を市長に提示し、又は提出し、所要事項の記載を受けてください。
- 3 普通墓地の使用許可を受けたときは、速やかに使用場所の境界に石又はコンクリート、その他で閉障を設け、区画を明確にしてください。
- 4 芝生墓地の使用許可を受けたときは、納骨施設（カロート及びカロートの蓋を含む。）の原状を変更したり、墓碑、台石、拝石、香立て及び花立て以外は設置しないでください。
- 5 常に使用場所を清掃し、一般墓地内の墓碑や樹木等の転倒その他の危険に留意し、他人に迷惑をおよぼすことのないようにしてください。
- 6 次の場合は、速やかに許可証の交付、書替又は再交付を受けてください。
 - (1) 利用権の承継をするとき。
 - (2) 住所、氏名を変更したとき。
 - (3) 本許可証を滅失し、汚損し又は破損したとき。
- 7 利用者は、一般墓地を使用しなくなったときは、一般墓地返還届に本許可証を添えて市長に提出してください。
- 8 条例及び規則を守り、市長の指示に従ってください。

第3号様式（第8条）

一般墓地返還届

年 月 日

木更津市長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第13条第2項の規定により、次のとおり一般墓地を返還したいので届け出ます。

一般墓地の種類	普通墓地・芝生墓地
使用場所（面積）	第 区 側 号（ 平方メートル）
返還する面積	平方メートル
返 還 理 由	1 一般墓地の全部が不用になったため 2 一般墓地の一部が不用になったため

第4号様式（第9条第1項）

一般墓地使用権承継届

年 月 日

木更津市長 様

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり一般墓地の使用権を承継したいので届け出ます。

一般墓地の種類	普通墓地・芝生墓地		
使用場所	第 区 側 号		
面積	平方メートル		
被承継者 (これまでの使用者)	住所		
	氏名		
被承継者との関係			
承継理由	1 使用者の死亡により、祭祀を主宰するため。 2 その他 ()		
手数料	円	納付年月日	※ 年 月 日

注 ※の欄は、記入しないでください。

第5号様式（第10条第1項）

一般墓地使用料還付申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第19条ただし書の規定により、次のとおり既納の一般墓地使用料の還付を受けたいので申請します。

一般墓地の種類	普通墓地・芝生墓地
使用場所（面積）	第 区 側 号（ 平方メートル）
返 還 面 積	平方メートル
一般墓地返還年月日	年 月 日
還 付 額 基 礎	※ 既納使用料 円 ※ 返還面積率 % ※ 還付率 % ※ 還付額 円

注 ※は記入しないでください。

第6号様式（第10条第2項）

一般墓地使用料還付決定・却下通知書

木更津市指令第 号

年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付で申請のあった既納の一般墓地使用料の還付については、木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第19条ただし書の規定により、次のとおり決定・却下したので通知します。

1 決定

既納使用料 _____円

還付額 _____円（還付率 %）

2 却下

理由

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第7号様式（第11条第1項）

霊園一時使用許可申請書

年 月 日

指定管理者 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

工事施工者 住 所
氏 名
電話番号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第20条第1項の規定による霊園の一時使用の許可を受けたいので申請します。

一般墓地の種類	普通墓地・芝生墓地	
使用場所（面積）	第 区 側 号（ 平方メートル）	
使用目的	1 一般墓地に墓碑等の建設を行うため 2 一般墓地の墓碑等の撤去を行うため	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
工事概要	1 墓碑の高さ	メートル
	2 盛土の高さ	メートル
	3 囲障の高さ	メートル
	4 樹木の高さ及び本数	メートル（ 本）
	5 墓誌	メートル
	6 灯籠	メートル
	7 塔婆立	メートル
	8 その他	
備考		

第8号様式（第11条第2項）

霊園一時使用許可・不許可通知書

第 号

年 月 日

様

指定管理者

年 月 日付で申請のあった霊園の一時使用については、木更津市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第11条第2項の規定により、次のとおり許可・不許可としたので通知します。

1 許可

霊園の一時使用の許可の内容 霊園一時使用許可証に記載の通り

2 不許可

理由

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、指定管理者を被告として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第9号様式（第11条第3項）

霊園一時使用許可証

許可番号	第 号		
申請者	住所		
	氏名		
工事施工者	住所		
	氏名		
一般墓地の種類	普通墓地・芝生墓地		
使用場所	第 区 側 号		
使用目的			
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
一時使用料	円	納付年月日	年 月 日
<p>木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第20条第1項の規定により、上記のとおり霊園の一時使用を許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">指定管理者</p>			
<p>〔注 意 事 項〕</p> <p>1 霊園の使用にあたっては、条例及び規則を守り、市長の指示に従ってください。</p> <p>2 本証は、一般墓地内工事終了届の届け出の際に添付してください。</p> <p>3 次に掲げる場合には、必ず本証を提示し、又は掲示して下さい。</p> <p>(1) 職員等からの求めがあったとき。</p> <p>(2) 霊園への入退園のとき。（霊園管理事務所）</p> <p>(3) 工事を行っているとき。（工事車輛のダッシュボード等、見やすい箇所）</p>			

第 10 号様式 (第 11 条第 5 項)

一般墓地内工事施工届

年 月 日

指定管理者 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

工事施工者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日第 号により霊園の一時使用の許可を受けましたので、木更津市
霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第 11 条第 5 項の規定により、次のとおり届け出ます。

一般墓地の種類	普通墓地・芝生墓地
使用場所	第 区 側 号
施工開始日	年 月 日

注 工事を施工しようとする日の前日までに届け出てください。

第 11 号様式 (第 11 条第 6 項)

一般墓地内工事終了届

年 月 日

指定管理者 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

工事施工者 住 所

氏 名

電話番号

年 月 日に一般墓地内工事を終了したので、木更津市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第 11 条第 6 項の規定により、次のとおり届け出ます。

一般墓地の種類	普通墓地・芝生墓地	
使用場所(面積)	第 区 側 号 (平方メートル)	
工 事 概 要	1 墓碑の高さ	メートル
	2 盛土の高さ	メートル
	3 囲障の高さ	メートル
	4 樹木の高さ及び本数	メートル (本)
	5 墓誌	メートル
	6 灯籠	メートル
	7 塔婆立	メートル
	8 その他	
工 期	自 年 月 日 ~ 至 年 月 日	
備 考		

注 工事完了の日から 7 日以内に届け出てください。

第12号様式（第12条第1項）

一般墓地埋蔵・改葬届

年 月 日

木更津市長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第12条の規定により、次のとおり埋蔵・改葬したいので届け出ます。

一般墓地の種類	普通墓地・芝生墓地
使用場所	第 区 側 号
ふりがな (被埋蔵・被改葬者) 氏 名	
使用者と被埋蔵者・被改葬者との 関係（使用者から見て）	
死 亡 年 月 日	年 月 日
埋 蔵 ・ 改 葬 予 定 年 月 日	年 月 日

第 13 号様式 (第 13 条)

一般墓地使用許可証再交付申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

電話番号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第 13 条の規定により、次のとおり一般墓地使用許可証の再交付を申請します。

一般墓地の種類	普通墓地・芝生墓地		
使用場所	第 区 側 号		
再交付申請の理由	(一般墓地使用許可証の) 1 滅失 2 汚損 3 破損		
手数料	円	納付年月日	※ 年 月 日

注 ※は、記入しないでください。

第 14 号様式 (第 14 条第 1 項)

一般墓地使用者住所等変更届

年 月 日

木更津市長 様

届出者 住 所

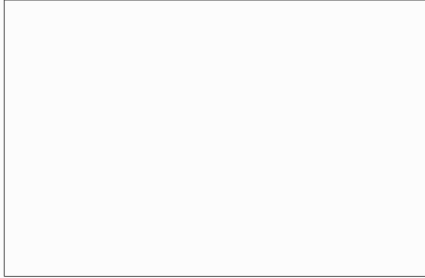
氏 名

電話番号

使用者の住所又は氏名に変更があったので、木更津市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第 14 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

一般墓地の種類	普通墓地・芝生墓地		
使用場所	第 区 側 号		
変更事項	ふりがな 住 所	新	
		旧	
	ふりがな 氏 名	新	
		旧	

第15号様式 (第15条第3項)



年度 木更津市霊園管理手数料納入通知書

下記霊園管理手数料につきましては、期日までに納付してください
年 月 日

木更津市長

許 可 番 号	No.
区 画 番 号	
使 用 者	
住 所	
請 求 内 容	霊園管理手数料 (年度分)
納 付 期 限	年 月 日

公 千葉県木更津市 霊園管理手数料 領収済通知書

加入者名	木更津市会計管理者		口座番号			納付金額	円
許可番号	No.	請求番号	No.				
科目	年度 一般会計		款 項 目 節 細 部	納付内容		霊園管理手数料 (年度分)	
納付期限							

コンビニ収納用				領収日付印
払込者氏名		コンビニ利用期限		

取りまとめ店

(ご注意) バーコードのないもの、バーコードが読めないなどで受付できないもの、一部の納付額が30万円を超えるもの、金額を訂正したものはコンビニエンスストア・スマートフォンアプリでは納付できません。ATM読取不可
 収納代行 (木更津市/コンビニ本部控用)

加入者名 木更津市会計管理者
 口座番号

② 千葉県木更津市 霊園管理手数料 納付表(020)

納付金額	円
許可番号	No.
請求番号	No.
払込者氏名	
納付期限	
納付内容	霊園管理手数料 (年度分)
主管所名	領収日付印
千葉県木更津市	

(金融機関・コンビニ店属控)
 収納代行

加入者名 木更津市会計管理者
 口座番号

③ 千葉県木更津市 霊園管理手数料 領収証書

納付内容	霊園管理手数料 (年度分)
払込者氏名	
納付期限	
納付金額	円
許可番号	No.
請求番号	No.
区画番号	
上記のとおり領収しました。	
領収日付印	
収納代行 (お客様控)	

取り敢えずで郵便局・金融機関・コンビニにお出しください。

第 16 号様式 (第 17 条第 1 項)

一般墓地管理手数料減免申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第 2 2 条第 2 項の規定により、次のとおり本年度の一般墓地管理手数料の減免を受けたいので申請します。

一般墓地の種類	普通墓地・芝生墓地
使用場所	第 区 側 号
納付すべき管理手数料 の 金 額	円
減免を受けようとする 金 額	円
申 請 理 由	1 生活保護法の規定による生活扶助を受けているため 2 その他 ()

添付書類 生活扶助を受けていることを証する書類又は罹災証明書

第 17 号様式（第 17 条第 2 項）

一般墓地管理手数料減免決定・却下通知書

木更津市指令第 号

年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付で申請のあった一般墓地管理手数料の減免について、木更津市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり決定・却下したので通知します。

1 決定

管理手数料の金額 _____円

減免額 _____円（減免率 %）

減免後の納付すべき管理手数料 _____円

2 却下

理由

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 18 号様式（その 1）（第 20 条第 1 項）

合葬式墓地使用許可申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第 26 条第 1 項の規定による合葬式墓地の使用許可を受けたいので申請します。

1 木更津市霊園の一般墓地の使用許可の有無に○を付けてください。

木更津市霊園の一般墓地の使用許可の有無	有 ・ 無
---------------------	-------

注 有に○を付けた場合は、木更津市霊園の一般墓地を返還しなければ合葬式墓地の使用許可を受けることはできません。

2 使用を希望する申込み区分（アからオまでのいずれか）及び記名板の使用の有無に○を付けてください。

申 込 区 分	ア 1 体用（焼骨 1 体）
	イ 2 体用（焼骨 2 体）
	ウ 2 体用（焼骨 1 体と申請者の生前予約）
	エ 1 体用（65 歳以上の申請者の生前予約）
	オ 2 体用（65 歳以上の申請者を含む 2 名分の生前予約）
記名板の使用	有 ・ 無

注 使用許可後の変更はできません。

3 埋蔵される者について記入してください。

ふ り が な 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
申請者との続柄		
住 所 の 有 無	引き続き 2 年以上住所 有 ・ 無	引き続き 2 年以上住所 有 ・ 無
焼 骨 ・ 生 前 の 別	焼骨 ・ 生前	焼骨 ・ 生前
焼 骨 の 状 況	<input type="checkbox"/> 自宅に安置 <input type="checkbox"/> その他（ ）	<input type="checkbox"/> 自宅に安置 <input type="checkbox"/> その他（ ）

注 1 この欄で申請した者以外の者の埋蔵及び使用許可後の変更はできません。

2 生活保護法の規定による生活扶助を受けていることにより、合葬式墓地使用料の減額を希望する場合は、合葬式墓地使用料減額申請書を提出してください。

第 18 号様式（その 2）（第 20 条第 2 項）

合葬式墓地使用許可申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第 2 6 条第 1 項の規定による合葬式墓地の使用許可を受けたいので申請します。

1 木更津市霊園の一般墓地の使用許可の有無に○を付けてください。

木更津市霊園の一般墓地の使用許可の有無	有 ・ 無
---------------------	-------

注 有に○を付けた場合は、木更津市霊園の一般墓地を返還しなければ合葬式墓地の使用許可を受けることはできません。

2 埋蔵される者について記入してください。

	ふりがな 氏 名	生年月日	申請者との 続柄	記名板の 使 用
1		年 月 日		有・無
2	ふりがな 氏 名	生年月日	申請者との 続柄	記名板の 使 用
		年 月 日		有・無
3	ふりがな 氏 名	生年月日	申請者との 続柄	記名板の 使 用
		年 月 日		有・無
4	ふりがな 氏 名	生年月日	申請者との 続柄	記名板の 使 用
		年 月 日		有・無
5	ふりがな 氏 名	生年月日	申請者との 続柄	記名板の 使 用
		年 月 日		有・無

注

- この欄で申請した者以外の者の埋蔵及び使用許可後の変更はできません。
- 生活保護法の規定による生活扶助を受けていることにより、合葬式墓地使用料の減額を希望する場合は、合葬式墓地使用料減額申請書を提出してください。

第19号様式（その1）（第21条）

合葬式墓地使用許可証

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第26条第1項の規定により、次のとおり合葬式墓地の使用を許可します。

使 用 者	住 所		
	氏 名		
許 可 番 号	第 号		
許 可 年 月 日	年 月 日		
納骨壇の使用期限	年 月 日 まで		
納骨壇の区分	体用（記名板 有 無）		
納骨壇の場所	第 区 列 号		
使 用 料	円	納付年月日	年 月 日
埋 蔵 さ れ る こ と と な る 者			
ふ り が な 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
使用者との続柄			
許 可 条 件	1 納骨壇の使用期限を経過した日以後は、焼骨を合葬室に埋蔵すること。 2 合葬室に埋蔵された焼骨は、返還しないこと。 3 埋蔵されることとなる者及び記名板の使用については、許可後の変更はできないこと。		
備 考			

木更津市長

(裏面)

[注 意 事 項]

- 1 条例及び規則によって申請し、又は届け出る場合は、必ず本証を市長に提示し、又は提出し、所要事項の記載を受けてください。
- 2 合葬式墓地には、許可を受けた焼骨のみ埋蔵することができます。
- 3 納骨壇に埋蔵する焼骨の容器は、次の(1)から(3)の基準に適合したものでなければなりません。
 - (1) 幅及び奥行がそれぞれ22センチメートル以下、高さが27センチメートル以下であること。
 - (2) 材質が陶磁器その他焼骨の埋蔵に適したものであること。
 - (3) 桐箱等の外装を施していないこと。
- 4 自己の使用のために合葬式墓地の使用許可を受けた者は、死亡後に焼骨が埋蔵されるように必要な措置をしておいてください。
- 5 記名板を使用する者は、市が交付するプレートに必要事項を刻字し、提出できるよう必要な措置をしておいてください。なお、プレートの刻字に係る費用については、埋蔵者が負担してください。
- 6 焼骨の埋蔵及び引き取りのできる時間は、12月29日から翌年1月3日までを除く、午前9時から午後4時までです。また、必ず事前の届出及び霊園管理事務所への予約が必要です。
- 7 次に掲げる場合は、速やかに許可証の交付、書替又は再交付を受けてください。
 - (1) 使用权の承継をするとき。
 - (2) 住所又は氏名を変更したとき。
 - (3) 本証を滅失し、汚損し、又は破損したとき。
- 8 合葬式墓地を使用する必要がなくなったときは、合葬式墓地取りやめ届を提出してください。
- 9 条例及び規則を守り、市長の指示に従ってください。

第19号様式(その2) (第21条)

合葬式墓地使用許可証

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第26条第1項の規定により、次のとおり合葬式墓地の使用を許可します。

使 用 者	住 所			
	氏 名			
許 可 番 号	第 号			
許 可 年 月 日	年 月 日			
使 用 料	円	納付年月日	年 月 日	
	埋 蔵 さ れ る こ と と な る 者			
1	ふりがな 氏 名	生年月日	記名板の 使 用	
		年 月 日	有・無	
2	ふりがな 氏 名	生年月日	記名板の 使 用	
		年 月 日	有・無	
3	ふりがな 氏 名	生年月日	記名板の 使 用	
		年 月 日	有・無	
4	ふりがな 氏 名	生年月日	記名板の 使 用	
		年 月 日	有・無	
5	ふりがな 氏 名	生年月日	記名板の 使 用	
		年 月 日	有・無	
許 可 条 件	1 合葬室に埋蔵された焼骨は、返還しないこと。 2 埋蔵されることとなる者及び記名板の使用については、許可後の変更はできないこと。			
備 考				

木更津市長

(裏面)

〔注 意 事 項〕

- 1 条例及び規則によって申請し、又は届け出る場合は、必ず本証を市長に提示し、又は提出し、所要事項の記載を受けてください。
- 2 合葬式墓地には、許可を受けた焼骨のみ埋蔵することができます。
- 3 合葬室に埋蔵される焼骨は、市が交付する納骨袋に入れて提出してください。
- 4 記名板を使用する者は、市が交付するプレートに必要事項を刻字し、提出できるよう必要な措置をしておいてください。なお、プレートの刻字に係る費用については、埋蔵者が負担してください。
- 5 条例及び規則を守り、市長の指示に従ってください。

第 20 号様式（その 1）（第 25 条第 1 項）

合葬式墓地埋蔵届

年 月 日

木更津市長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第 25 条第 1 項の規定により、次のとおり
焼骨を埋蔵したいので届け出ます。

納 骨 壇 の 区 分	体用（記名板 有 無 ）
納 骨 壇 の 場 所	第 区 列 号
ふりがな 被 埋 蔵 者 の 氏 名	
届出者と被埋蔵者との関係 （届出者から見て）	

- 注 1 2 体用の生前予約で使用者の焼骨を埋蔵する場合に使用権において他に埋蔵されることとなる者があるときは、埋蔵の前に必ずその者が合葬式墓地使用権承継届を提出してください。
- 2 記名板有の場合は、掲示用プレートの交付を受けてください。
- 3 届出後は、速やかに霊園管理事務所に埋蔵日時をご予約のうえ、埋蔵を行ってください。

第 20 号様式（その 2）（第 25 条第 1 項）

合葬式墓地理蔵届

年 月 日

木更津市長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

木更津市壺園の設置及び管理に関する条例施行規則第 25 条第 1 項の規定により、次のとおり
焼骨を埋蔵したいので届け出ます。

埋 蔵 さ れ る こ と と な る 者			
1	ふりがな 氏 名	記名板の 使 用	届出者と被埋蔵者との関係 (届出者から見て)
		有・無	
2	ふりがな 氏 名	記名板の 使 用	届出者と被埋蔵者との関係 (届出者から見て)
		有・無	
3	ふりがな 氏 名	記名板の 使 用	届出者と被埋蔵者との関係 (届出者から見て)
		有・無	
4	ふりがな 氏 名	記名板の 使 用	届出者と被埋蔵者との関係 (届出者から見て)
		有・無	
5	ふりがな 氏 名	記名板の 使 用	届出者と被埋蔵者との関係 (届出者から見て)
		有・無	

注

- 1 合葬室に埋蔵される焼骨は、市が交付する納骨袋に入れて提出してください。
- 2 記名板有の場合は、掲示用プレートの交付を受けてください。

第 21 号様式（第 26 条第 1 項）

合葬式墓地取りやめ届

年 月 日

木更津市長 様

届出者 住所
氏名
電話

合葬式墓地を使用する必要がなくなったため、木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり合葬式墓地の使用を取りやめたいので届け出ます。

納骨壇の使用期限	年 月 日 まで
納骨壇の区分	体用（記名板 有 無）
納骨壇の場所	第 区 列 号
納骨壇に埋蔵されている 焼骨の有無	1 有（体） 2 無

注 納骨壇に埋蔵されている焼骨が有る場合は、合葬式墓地埋蔵焼骨引取書に指定する引取期限日（引取書交付の日から 30 日後または納骨壇の使用期限のいずれか早い日）までに引き取りを行ってください。なお引取日時については、引取書交付後に届出者が霊園管理事務所に予約してください。

第 22 号様式（第 26 条第 2 項）

合葬式墓地埋蔵焼骨引取書

年 月 日

様

木更津市長

次のとおり焼骨が納骨壇に埋蔵されていますので、木更津市霊園の設置及び管理に関する条例
第 3 1 条第 2 項の規定により、引取期限日までに引き取りを行ってください。

納骨壇の区分	体用（記名板有無）
納骨壇の場所	第 区 列 号
ふりがな 被埋蔵者の氏名	1
	2
引取期限日	年 月 日

- 注 1 本書の交付後は、速やかに霊園管理事務所に引取日時をご予約のうえ、本書を提示し引き取りを行ってください。引取期限日を過ぎると、引き取りができなくなる場合があります。
- 2 引き取りを行った日が、納骨壇の返還日（使用料還付額の算定根拠）となります。
- 3 引き取り後は、必ず以下の署名欄に引取日と署名を記入した後、本書を霊園管理事務所に提出してください。

年 月 日に、上記の焼骨を引き取りました。

署名欄 _____

第 23 号様式（第 27 条第 1 項）

合葬式墓地使用権承継届

年 月 日

木更津市長 様

届出者 住 所
ふりがな
氏 名
電話番号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第 3 3 条第 2 項の規定により、次のとおり合葬式墓地の使用権を承継したいので届け出ます。

納骨壇の区分	体用（記名板 有 無 ）	
納骨壇の場所	第 区 列 号	
被 承 継 者 （これまでの使用者）	住所	
	氏名	
被承継者との関係		
承 継 理 由		

第 24 号様式 (第 30 条第 2 項)

合葬式墓地使用料減額申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第 3 7 条第 2 項の規定による合葬式墓地の使用料の減額を受けたいので申請します。

添付書類

生活保護法の規定による生活扶助を受けていることを証する書類

第 25 号様式（第 30 条第 3 項）

合葬式墓地使用料減額決定・却下通知書

木更津市指令第 号

年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付で申請のあった合葬式墓地使用料の減額について、木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第 37 条第 2 項の規定により、次のとおり決定・却下したので通知します。

1 決定

使用料 _____ 円

使用料の減額 _____ 円（減額率 %）

減額後の納付すべき使用料 _____ 円

2 却下

理由

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第26号様式(第31条第1項)

合葬式墓地使用料還付申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第31条第1項の規定により、次のとおり
既納の合葬式墓地使用料の還付を受けたいので申請します。

許 可 年 月 日	年 月 日
納 骨 壇 の 区 分	体用 (記名板 有 無)
納 骨 壇 の 場 所	第 区 列 号
納 骨 壇 返 還 年 月 日	年 月 日
還 付 額 基 礎	※ 既納使用料 円
	※ 還付率 %
	※ 還付額 円

注 ※は、記入しないでください。

第 27 号様式（第 31 条第 2 項）

合葬式墓地使用料還付決定・却下通知書

木更津市指令第 号

年 月 日

様

木更津市長

年 月 日付で申請のあった既納の合葬式墓地使用料の還付については、木更津市霊園の設置及び管理に関する条例 38 条ただし書の規定により、次のとおり決定・却下したので通知します。

1 決定

既納使用料 _____ 円

還付決定額 _____ 円（還付率 %）

2 却下

理由

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、木更津市を被告（訴訟において被告の木更津市を代表する者は、市長となります。）として提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 28 号様式 (第 32 条)

合葬式墓地使用許可証再交付申請書

年 月 日

木更津市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

木更津市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第 3 2 条の規定により、次のとおり合葬式墓地使用許可証の再交付を申請します。

許可証番号	木更津市指令第 号		
納骨壇の区分	体用 (記名板 有 無)		
納骨壇の場所	第 区 列 号		
再交付申請の理由	(合葬式墓地使用許可証の) 1 滅失 2 汚損 3 破損		
手数料	円	納付年月日	※ 年 月 日

注 ※は、記入しないでください。

第 29 号様式（第 33 条第 1 項）

合葬式墓地使用者住所等変更届

年 月 日

木更津市長 様

届出者 住 所

氏 名

電話番号

使用者の住所又は氏名に変更があったので、木更津市霊園の設置及び管理に関する条例施行規則第 33 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

納骨壇の区分	体用（記名板 有 無）		
納骨壇の場所	第 区 列 号		
変更事項	ふりがな 住 所	新	
		旧	
	ふりがな 氏 名	新	
		旧	

別記第1号様式（第2条）
第2号様式（第3条）
第3号様式（第8条）
第4号様式（第9条第1項）
第5号様式（第10条第1項）
第6号様式（第10条第2項）
第7号様式（第11条第1項）
第8号様式（第11条第2項）
第9号様式（第11条第3項）
第10号様式（第11条第5項）
第11号様式（第11条第6項）
第12号様式（第12条第1項）
第13号様式（第13条）
第14号様式（第14条第1項）
第15号様式（第15条第3項）
第16号様式（第17条第1項）
第17号様式（第17条第2項）
第18号様式（その1）（第20条第1項）
第18号様式（その2）（第20条第2項）
第19号様式（その1）（第21条）
第19号様式（その2）（第21条）
第20号様式（その1）（第25条第1項）
第20号様式（その2）（第25条第1項）
第21号様式（第26条第1項）
第22号様式（第26条第2項）
第23号様式（第27条第1項）
第24号様式（第30条第2項）
第25号様式（第30条第3項）
第26号様式（第31条第1項）
第27号様式（第31条第2項）
第28号様式（第32条）

第29号様式（第33条第1項）